定　　款

2022年6月24日改定

2022年6月24日施行

扶桑化学工業株式会社

第１章　総　則

（商　号）

第１条　当会社は、扶桑化学工業株式会社と称し、英文では FUSO CHEMICAL CO., LTD. と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. リンゴ酸、クエン酸等の果実酸の製造および販売
2. 果実酸、食品添加物および工業薬品等を使用した各種製剤の製造および販売
3. 半導体用途の電子材料の製造、加工および販売
4. 医薬、写真薬、農薬用のファインケミカル製品の製造および販売
5. 合成樹脂、合成繊維、添加剤の製造および販売
6. 塗料、塗料溶剤、染料、顔料の製造および販売
7. 医薬品、医薬部外品、医療用機械器具の製造および販売
8. 栄養食品、衛生雑貨、化粧品、医療用具の製造販売
9. 前各号に関連するすべての物品一切の輸出入販売
10. 試薬、酵素、食品添加物、飼料添加物および原材料の製造および販売
11. 果汁・清涼飲料および酒類の製造および販売
12. 海苔の養殖に関する事業
13. 前各号商品およびその原材料の品質分析の受託
14. 工業所有権・著作権・ノウハウ等の無体財産権、システムエンジニアリング等の取得、企画、開発、保全、利用および仲介
15. 倉庫業、貨物運送取扱事業および運送代理店業
16. 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を大阪市に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

2022.6.24 定款

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、95,000,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第２項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株式取扱規程）

第１０条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使の手続等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）

第１１条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第３章　株　主　総　会

（招　集）

第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要

のあるときにこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

② 会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、議決権を有する当会社の他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第４章　取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（員　数）

第１８条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役とは区別して選任するものとする。

② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

（任　期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

第２４条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第２５条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があっ

たものとみなす。

（報酬等）

第２６条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役会規程）

第２７条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の責任免除）

第２８条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監 査 等 委 員 会

（監査等委員会）

第２９条　監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（監査等委員会の招集通知）

第３０条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）

第３１条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　会 計 監 査 人

（選任方法）

第３２条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任　期）

第３３条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の責任限定契約）

第３４条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第７章　計　算

（事業年度）

第３５条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第３６条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（中間配当）

第３７条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

（自己の株式の取得）

第３８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（配当金の除斥期間）

第３９条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

（取締役の責任免除による経過措置）

第１条　当会社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。この場合、各監査等委員の同意を要するものとする。

（監査役の責任免除による経過措置）

第２条　当会社は、第61期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2022.6.24 定款